

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月27日	
堺市長 殿	
提出者 住 所 大阪市中央区城見1-2-27クリスタルタワー10F	
氏 名 旭化成ホームズ株式会社 住宅事業関西・西日本営業本部 技術本部長 櫻井 直樹	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6942-8987	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	旭化成ホームズ株式会社 住宅事業関西・西日本営業本部
事業場の所在地	大阪府大阪市城見1-2-27クリスタルタワー10F
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	5,879百万円
③従業員数	685名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体現場及び新築現場から発生した産業廃棄物については、がれき類 木くず ガラスくず 廃プラ 金属くず 紙くず は破碎され再生処理がなされるよう委託している

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	紙くず
	排 出 量	1.14 t	3.73 t
	（これまでに実施した取組） ・材料のプレカット化で廃棄物の抑制 ・梱包材のリターナブル化による梱包材の削減 ・材料発注の厳密化により余剰材のカット		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	紙くず
	排 出 量	1 t	3 t
	（今後実施する予定の取組） ・施工方法の具体的改善により廃棄物を各工程より削減する。養生材の徹底的な使い回しを行う		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・新築現場においては現在26分別（石膏、木くず、金属くず、廃プラスチック、紙くず、がれき類、ガラス陶磁器くず、ダンボールほか）で排出を行っています。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 新築現場においては排出される品目が限られているためより細かい品目で分別を行いより再生・再利用・減量化を目指す		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず等	
251.23 t	0.66 t	80.09 t	65.93 t	

②計画

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず等	
226 t	1 t	72 t	59 t	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物	廃プラスチック類		がれき類	
64.56 t	11.67 t		745.10 t	

②計画

建設系混合廃棄物	廃プラスチック類		がれき類	
58 t	11 t		671 t	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	実施なし(今後予定もなし)		
②計画			
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
実施なし(今後予定もなし)			
産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t	
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t			
	(これまでに実施した取組)					
	実施なし(今後予定もなし)					
②計画				自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
				(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（2023 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	燃え殻	紙くず			
	全 処 理 委 託 量	1.14 t	3.73 t			
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t			
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1.14 t	3.73 t			
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t			
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t			
	(これまでに実施した取組) ・再資源化の高い且つ情報公開を進んで行っている業者を選定しています。 またこれまでもエリアの現場責任者が定期的に処理施設を調査して問題のない業者のみに委託しています。					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず等
251.23 t	0.66 t	80.09 t	65.93 t
t	t	t	t
251.23 t	0.66 t	80.09 t	65.93 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t

②計画

t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	がれき類
64.56 t	11.67 t	745.10 t
t	t	t
64.56 t	11.67 t	723.05 t
t	t	t
t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	紙くず [※]
	全 処 理 委 託 量	1 t	3 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 t	3 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 責任者での処分場の定期視察による処分場内施設および経営状況の 確認を実施		
※事務処理欄			

②計画

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず等
226 t	1 t	72 t	59 t
t	t	t	t
226 t	1 t	72 t	59 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	がれき類
58 t	11 t	671 t
t	t	t
58 t	11 t	651 t
t	t	t
t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。